

# 総務常任委員会

平成22年11月19日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎伴 吉晴	○嶋田 善行	宮崎 和彦
紀 良治	飯高 昭二	木澤 正男
中西 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	清水 建也
総 務 課 長	乾 善亮	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	谷口 智子	同 課 長 補 佐	安藤 晴康
企画財政課長	西川 肇	同 課 長 補 佐	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	真弓 啓	税 務 課 長	加藤 惠三
税務課長補佐	松岡 洋右	会 計 管 理 者	野崎 一也
会 計 室 長	山崎 善之	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	植村 俊彦	教委総務課参事	佃田 眞規
生涯学習課長	黒崎 益範	同 課 長 補 佐	東浦 寿也
生涯学習課係長	平田 政彦		

## 4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

## 5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、嶋田委員

委員長 おはようございます。それでは、全委員出席されておりますので、ただ今より、総務常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町 長 皆さん、おはようございます。早朝から、皆様方にはたいへんお忙しい中ご出席賜りまして、ありがとうございます。

特に、この継続審査の関係等につきまして、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、特に、3月にオープンいたしました斑鳩文化財センターにつきまして、ちょうど11月11日午後4時頃に1万人目の入館者が誕生したということで、1万人を突破したということでございます。皆様方には、たいへんご心配かけて、年間何人来られるかと心配いただいております。特に、「斑鳩の古墳展」をやっているなかでも、議員の皆様方にもご出席賜って、たいへんご関心をもっていることを厚くお礼申し上げます。特に、また、小学生等の勾玉の関係等についてですね、60人がご応募いただいたということで、60人が中央公民館で、当初、文化財センターでやるつもりをしてございましたけれども、場所が狭いなかで、中央公民館でやらしていただいております。また、2番目の11月議会の付議予定議案について、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、11月18日の衆議院で可決されて、参議院に送付されたということでございます。その関係等について、11月30日に、議長のほうにお願いいたしまして、臨時議会を開いていただくということでございますので、よろしくお願いたします。斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてもよろしくお願いたします。

また、各課報告事項につきましては、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、あるいは総合計画、あるいは地域交流館計画について、神奈川県小田原市との交流について、遺族が年金方式で受け取る生命保

險金に係る課税の取扱いの変更については、担当から詳しく説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。また、町立青少年野外活動センター進入路の崩落にともなう復旧についても、担当から詳しく説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、木澤委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしくお願ひいたします。

本日本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

はじめに、1. 継続審査の(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する事についてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習  
課長

それでは、継続審査(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関する事について、ご報告申し上げます。

まず、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

お手元にお配りいたしております資料1をご覧ください。

文化財活用センターの入館者数につきまして、1. 通常開館、2. 今年3月に開催いたしました春季特別展「国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」、3. 8月に開催いたしました夏季企画展「上宮遺跡展」、4. 現在開催中の11月14日(日)現在までの秋季特別展「斑鳩の古墳展」、5. 入館者総数の順に、それぞれの入館者数、開館日数、1日当たりの平均入館者数について、全体、うち平日及び土・日・休日の内訳をお示ししております。

はじめに、「1 通常開館(3月29日から10月31日まで)」につきましては、今年3月の特別展終了後の3月29日(月)から10月31日(日)までの期間の通常開館における入館者数は、合計5,486人となっております。そして、この期間を通じて152日間開館しておりますので、これらを平均いたしますと、1日あたり約36人の入館者となっております。なお、この期間中の平日は97日間で入館者数は計2,953人で、1日当たりの平均は約30人、またこの期間中の土曜日・日曜日・休日は55日間で、入

館者数は計2,533人で、1日当たりの平均は約46人となっております。

「2 春季特別展 国宝藤ノ木古墳出土品里帰り展」及び「3 夏季企画展 上宮遺跡展」における入館者数等の状況につきましては、これまでの総務常任委員会でご報告させていただいておりますとおりであります。

続きまして、11月3日（水・祝）から11月28日（日）までを開催期間とした「4 秋季特別展 斑鳩の古墳展」につきましては、現在も開催中でありますことから中間報告となりますが、11月14日（日）までの入館者数は合計1,103人となっております。そして、この期間中においては12日間開館しておりますので、これらを平均いたしますと、1日あたり約92人の入館者となっております。なお、この期間中における平日の入館者数は435人、開館日数7日、1日当たりの平均の入館者数は約62人、また土・日・休日の入館者数は668人、開館日数は5日、1日当たりの平均の入館者数は約134人となっております。

なお、中間報告であります。これまでの秋季特別展の入館者合計1,103人の内、町内の方が約25.8%、県内の方が約22.3%、県外の方が約51.1%、無回答の方が0.8%という状況であります。

そして、今回の特別展開催中の去る11月11日（木）に、冒頭の町長のあいさつにもありましたとおり、3月20日の開館から237日目、開館日数にして208日目に、斑鳩文化財センターへの入館者が1万人を達成いたしました。その1万人目の入館者、西宮市在住の女性の2人組でございましたが、には、町長から記念品をお渡しいたしまして、この入館者1万人達成の情報を報道機関に通知したところでございます。今後も入館者がより一層増加いたしますよう努力してまいりたいと考えております。

これまでの今回特別展の入館者の分析としましては、秋季は季節的に文化財関係の各展示施設での展示会が多くなる時期であり、特に11月は全国文化財保護強調月間でもあり、各市町村で文化財をテーマとした様々な展示会や講演会等が開催されておりますことを考慮しましても、展示内容や各種の周知等のおかげをもちまして、「斑鳩の古墳展」には比較的足を運んでいただいているものと分析しております。

また、今回の秋季特別展においてもアンケート調査を実施しておりますが、11月14日現在までの入館者1,103人の内、197人、回収率は17.

9%でございますが、の方から回答をいただいております、満足度調査として、満足した方が58.4%、やや満足が23.4%、普通が15.7%と、97.5%以上の方から普通以上であるとのお答えいただいております。

また、ご意見・ご感想についてであります、「いろいろな説明をしていただいて、大変興味をもてました」、「ボランティアガイドの方々の説明もすばらしく、楽しませていただきました」、「何回来ても新しい発見ができます」、「普段見ることができない貴重な品々を拝見できて良かったです」などのご意見をいただいております。いただきました皆様からのご意見につきましては、展示会終了後に集計をいたしまして、今後の企画や展示などに生かしてまいりたいと考えております。

なお、前回の当総務常任委員会においてご報告しておりました観覧料につきましては、大人は300円、高校生及び大学生は100円、中学生以下は無料とし、20名以上の団体に対しましては、2割引とさせていただきます。また、今回の展示会見学の参考となりますよう、写真図録を作成いたしまして1部200円で販売しております。

また、この秋季特別展開催期間中に小学4年生から6年生を対象とした「こども考古学教室」の開催を、前回にもご報告させていただいておりますが、「こども勾玉づくり教室」につきましては、去る11月13日（土）に開催いたしまして、30組で50名の参加がありました。参加されました子ども達は、自分でがんばって出来上がった勾玉にとっても満足そうでした。また、明日11月20日（土）には、「こども斑鳩の古墳めぐり」を実施し、町内の子どもに、現在特別展において展示している展示品の出土した古墳をめぐることにより、身近にあることに気付いてもらい、郷土の歴史や文化財に興味を持っていただければと考えております。

次に、史跡藤ノ木古墳の秋季石室特別公開についてであります。今回で6回目を迎えた石室特別公開であります。これまでと同様に、今年度も全国文化財保護強調週間の期間中の11月6日（土）から7日（日）の2日間開催をいたしました。両日で合計1,322名の見学者があり、見学者の若干減少傾向は見られますが、このような石室特別公開を開催することにより、まだまだ多くの方に大きな石室や朱塗りの石棺を体感していただくことにより、さらに史跡藤ノ木古墳の魅力を深めていただけるものであると考えて

おります。

続きまして、史跡中宮寺跡の整備についてであります。先の当総務常任委員会にてご報告いたしましたとおり、中心伽藍の南域の発掘調査を継続中であり、昨年度の発掘調査において金堂基壇の北側と西側で検出いたしました東西方向の柱列と南北方向の柱列との交差する付近に調査区を設定して現在調査をしております。そして来月には、中心伽藍の東域及び北域に着手する予定であります。なお、来月12月8日（水）に文化庁の調査官による史跡中宮寺跡の現地指導について、現在、奈良県教育委員会を通じて調整していただいておりますことから、可能であれば、史跡中宮寺跡整備検討委員会委員との意見交換も行ってまいりたいと考えております。

以上のように発掘調査の成果としましては、現在特段ご報告する内容はございませんが、調査の経過等につきましては、今後とも当総務常任委員会へご報告申し上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑・ご意見があればお受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 まず、文化財センターのほうですけれども、一定、これ、月ごとの来館数なんかもまとめていただき、また課長のほうからも分析をされた見解については、報告をいただきましたけれども。やっぱり月によっては、だいぶばらつきがあるなというふうに思うんです。特に8月というのは、来館者が少なかったんですけれども、これはなんでこんなに少ないんですか。

生涯学習 季節的なものでございますが、今年度は特に猛暑の影響もありまして、少  
課長 なかったのではなかろうかと考えております。

木澤委員 あと、もっと土・日・休日のほうが多いのかなと思ったけど、けっこう意外と、平日のほうが多かったりするときがありますけれども、これはどう考えたらいいんですか。

生涯学習 土・日・休日のほうが個人とか家族で来られる方が多いですが、平日は、

課長 特にグループとか団体で来られるケースがございまして、そういった影響が出てきているのではないかと考えております。

木澤委員 3月にオープンしてまだ1年たってないですから、1年間こういうふうに統計してもらって、傾向なんかもまた委員会のほうにご報告いただけるのかなと思っておりますけれども。その分析と、あとアンケートの声ですね、口頭で報告していただいておりますけれども、これもできたら1年ぐらいの一定の期間が経った時点で、どんな傾向があるのか、特に要望、こういうふうに改善してほしいとかいう、要望なんかも分析して、ペーパーのほうに、全部じゃなくてもけっこうですけれども、できたら、傾向なんかもまとめて、委員会にも提出していただきたいと思うんですけれども。

生涯学習  
課長 1年間の入館者数の状況についてのとりまとめでございましてけれども、開館以来1年間経過しましたら、次の委員会のほうで、その入館者数の状況について取りまとめを行い、ご報告を差し上げたいと考えます。2点目のアンケート調査についてでございましてけれども、企画展・特別展の開催時にはアンケート調査を実施して、今後の企画展・特別展等に活かしてまいりたいというふうに考えております。そういったことから、よい意見、悪い意見、いろいろとございまして、それをとりまとめまして分析をし、当委員会のほうにご報告してまいりたいと考えております。3点目の要望事項でございまして、そういったアンケートで、よい意見も、若干、ご意見もございまして。そういったことにつきましてもご報告申し上げて、今後の運営について活かしてまいりたいと考えております。

委員長 ちょっとよろしいですか。黒崎課長、いつ、アンケートの内容なんか、委員会のほうに提出いただけるという考えでおられるのですか。

生涯学習  
課長 それぞれ企画展ですね、終了しましたら取りまとめは随時行っておるんですけれども、1年間という区切りもございまして、そういったことから1年終了後に、次の委員会にまとめを報告させていただきたいというふうに考えております。

委員長        ということは、12月の委員会と考えさせてもらっていいんですかな。じゃなくて、来年度ですか。

生涯学習  
課長        さきほども申し上げましたが、1年間の区切りということで、次の3月です。ね、終了しまして、次の委員会ぐらいで取りまとめをして、行ってまいりたいと。

委員長        それ、1年間集計していたら、2月の予備委員会でも可能ではないですか。難しいですか。

生涯学習  
課長        2月・3月に冬季の企画展がございますので、その冬季の企画展のアンケート調査を終了で締めます。そういったことから、ご報告申し上げられるのが、次の5月ないしは6月の委員会ということになると思います。

委員長        3月でもなく、5月、6月という感じで、今年の分というのはなかなか難しいんわけですか。今もアンケートを出していただいているなかで、きちんと1年で区切らなくても、今の段階で出していただくっていうのも、私からすると、早くどんな声があがっているのかということをやっぱり知りたい。それが委員会の形でそれを見させていただいて、また、それで検討したいと思うんですけれども、そのあたりは、どんなものですか。

教育長        今、課長のほうから、毎月こうして報告をさせていただいております。したがって先ほど全体のまとめということでございますので、1年間をとおした、3月に開館しておりますので、23年3月いっぱいまでの入館状況あるいはアンケートとったときの状況等々を集計いたしまして、翌年23年になりますけれども、4月、5月のあいだにそうし担当委員会にご報告させていただきたいと考えております。で、通常のことについては、毎月このように報告させていただきますので、それをご参考にしていただけたらと思います。



委員長 何べんもこれ繰り返して申し訳ないですけど、結局、中間的なアンケート、特に、どんな声があるかというのは、非常に知りたいところであると私は思うんですけども。全体の1年のやつは出していただくのは、非常にいいことだとは思いますが、途中でもアンケートの内容というのはお出しいただくのは難しいんですかな。

教育長 今もそうしたことで報告をさせていただいております、ただ口頭で報告させていただいておりますが、もしそういうことでいいということであれば、この入館の報告の欄のなかで簡単に報告するということは可能だと思います。そうしたなかで、全体をまとめては、1年間とおしてさせていただくということをお願いしたいと思います。

委員長 それは書面でいただけるということ、アンケートの内容をある程度。

教育長 アンケートを集計できましたら、一番近い委員会に報告できるように、書類を提出していきたいと思っております。

委員長 よろしく願いいたします。

木澤委員。

木澤委員 委員長のほうでいろいろと言っていてありがとうございます。

やはり、この文化財センターについては、建物もそうですけれども、運営のソフト面の充実ということも言われてきましたので、やはり、来館していただいた方がどんな感想をもったのか、また、どういう形で改善を求めているのかということも、やはり委員会としてつかんでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。あと1点、中宮寺遺跡の発掘の確認だけさせていただきたいんですけども、今、行っている発掘調査っていうのは予定はいつまででしたか。

生涯学習課長 発掘調査につきましては、平成22年度、今年度末をもって終了する予定で、現在進めているところでございます。

委員長 他にご意見・ご質問、ございませんか。

( な し )

委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 1 1月臨時会の付議予定議案についてを議題といたします。

1 1月臨時会において提案が予定されている議案について、あらかじめ説明を受けることといたします。

はじめに、(1) 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

乾総務課長。

総務課長 それでは、1 1月臨時議会の付議議案の(1) 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、その改正内容につきまして、お手元の資料2の最後のページの要旨で概要説明をさせていただきます。

平成22年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告によります一般職の国家公務員の給与の改定に伴いまして、特別職の国家公務員の給与の額を改定する特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、今国会に提出をされておりました、現在、審議されてきているところであります。

この法律の一部改正に準じまして、当町の特別職の職員で常勤の者、町長、副町長でございますけれども、の1 2月期の期末手当の支給月数を現行の1. 6 5月から1. 5月に0. 1 5月引き下げを行う改正をするものでございます。

なお、この条例の一部改正につきましては、1 2月期の期末手当の支給基準日でございます平成22年1 2月1日の前日の1 1月30日までに公布されているという必要がございますので、1 1月30日の臨時会に上程させていただき予定をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回引下げを行う1.5月分で、金額にすると、どれくらいになるんですか。

総務課長 町長・副町長合計で、28万8千円の減額となります。

木澤委員 町長だけだと、金額はいくらなんですか。

総務課長 町長の減額は、15万4,560円の減額ということです。

木澤委員 この間、いろいろ改定もあつたりしましたけれども、結局、今、町長の月額報酬がいくらになっていて、6月に支給された期末手当の額と、12月に予定されている額をわかれば教えてほしいんですけども。

総務課長 今、現在、町長は条例のほうでは80万ということになっておりますけれども、8%の減額をしておりますので73万6千円が月額を支給でございます。それと期末手当のほうは、6月は149万円4千円になります。それと、12月の今の金額は、減額後でございますけれども、154万5,600円となります。

委員長 他に、ご質問ございませんか。

( な し )

委員長 ないようでしたら、次に、(2)斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

乾総務課長。

総務課長 それでは、(2)斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改

正する条例についてでございます。この改正内容につきましても、資料3の最後のページの要旨で概要説明をさせていただきたいと思っております。

平成22年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が去る8月10日に行われまして、11月1日には、国家公務員の給与改定をこの勧告どおりに実施する旨の閣議決定がされております。また、今臨時国会において国家公務員の給与改正法等が提出されておるところで、現在審議中ということでございます。このことから、当町職員の給与改定も、国家公務員の給与改定に準拠することを基本といたしまして、奈良県人事委員の勧告や当町の実情を踏まえた所要の改正を行いたいと考えております。

その改正内容でございますが、まず1点目は、給料表の改定でございます。

町職員の平均改定率はマイナス0.07%で、主に中・高年齢層の給料表の改定となっております。職務の級が低いほど引下げ率は低く、職務の級が高いほど引下げ率は高くなっておりまして、引下げ額は200円から800円となっております。

次に2点目は、本年12月に支給いたします期末勤勉手当の支給月数でございますけれども、一般職の職員の期末手当につきましては、現行の1.5月が1.35月に0.15月の引き下げ。それから、勤勉手当につきましては、現行の0.7月が0.65月に、0.05月の引き下げ。合計で0.2月の引き下げとなります。次に再任用職員については勤勉手当のみが、現行の0.35月を0.3月に0.05月の引き下げとなります。

それから、来年度の6月期と12月期の期末・勤勉手当の支給月数の配分を変更させていただき改正も併せて行いますけれども、合計の支給月数につきましては本年度と変更がございません。これは再任用職員の期末勤勉手当も同様でございます。

次に3点目でございますけれども、年間給与での引き下げ分の調整でございます。年間給与でみて、公務員と民間との均衡が図られるように、平成22年4月から11月までの月例給与と、それから6月の期末勤勉手当にかかります較差相当分を12月期の期末手当で減額調整を行いたいと考えております。具体的な額で申し上げますと約9千円から1万3千円が減額となります。

それから、この要旨には書いておりませんが、その他の改正といたしまして、平成15年度から3月の期末手当の支給がなくなりまして、6月と12

月の期末手当に支給月数の配分がされていますが、その時の改正に漏れがございましたので、今回の改正に併せて改正をさせていただきたいというふうに考えております。

このたびの条例の一部改正につきましては、12月期の期末・勤勉手当の支給基準日でございます本年12月1日の前日の11月30日までに公布されている必要がございますので、11月30日の臨時会に上程させていただきたいというふうに考えております。

施行期日につきましては、給料表の改定、期末勤勉手当の引下げ、年間給与での引き下げ分の調整につきましては、本年12月1日から、来年度の、6月期と12月期の期末勤勉手当の支給月数の配分の変更改正は平成23年4月1日からとしております。

なお、今回の人事院勧告では、55歳を超える課長級以上の職員について月例給をマイナス1.5%減額する勧告、それから、43歳以下の職員について昇給抑制の回復措置が勧告されていますが、奈良県の人事委員会の勧告や当町の実情を勘案するなかで、実施をしないこととしております。

条例の一部改正の本文と新旧対照表の説明につきましては省略させていただきます。

なお、この条例の一部改正によります、人件費の影響額につきましては現在積算中でございますが、試算では全体で期末勤勉手当で約1,400万円の減、年間給与での引き下げ分の調整で約110万円、合計で1,500万円の減額となる見込みでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回の人勤の関係で引下げということで出てきておりますけれども、まず職員組合との話し合いについては行われたのか、行ったのであれば、その内容についてはどうだったのか、おたずねしたいと思います。

総務課長 職員の組合のほうへは、11月15日に今回の人事院勧告にともないます

給与条例の改正の内容につきまして当町の対応について方針を示しまして、この11月の臨時会に上程をさせていただくという説明をしております。組合につきましては、この人事員勧告でありますとか、国の方針、あるいは県の人事院の勧告のなかで、給料表、期末勤勉手当を引下げることについては一定の理解はしていただいたところではございます。

木澤委員 前回もそういうふうに、課長、理解をしてもらっているというふうに答えていただいて、で、結局、組合のほうに聞くと「合意はしていませんよ」というような返事がありまして、今回、合意ということについては、どのようになっているのですか。

総務課長 組合のほうから出ております要望につきましては、人事院勧告以上のものが出ておりますので、それについては合意できないというふうに申し上げております。

木澤委員 あとですね、俸給表について調整をするという文言でおっしゃっていましたが、以前からやはり不利益を遡及することについては、法的に見ても、やり方として間違っているのではないかというふうに述べてきましたけれども。その点については、どう考えているのですか。

総務課長 これにつきましては、1年間の年間の給与で見て、民間との格差が生じているということでございますので、これについては、当然、遡及、遡って適用することではなくて、その格差を調整するという考え方でございますので、遡及ということでは思っておりません。

木澤委員 根拠からして、調整するということで、月額での差額分を、まとめて期末手当のときに調整するということですから。これは言い方はどうであれ、完全にやり方としては遡及しているということであるなと思いますので、私はやはり、その点は、これまでも申してきましたけれども、納得できないなという部分があります。

あと、少しお聞きしたんですけれども、今回、こうして俸給表の調整を行

うということについては、国の基準、国家公務員の給与の基準を下回っている自治体については、必ずしも行わなくてもよいというような見解も示されているというふうにお聞きしていますけれども、そういう点については、どう考えてはるんですかね。斑鳩町の実態とあわせてお聞きしたいんですけれども。

総務課長 当町の給与改定につきましては、従来から、国に準拠した形でやってきておりますので、今回も当然、こうした人事院勧告が出てきておりますので、これに準拠した形、また、県の人事委員会の勧告ともあわせた形で、当町の給与の関係も準拠してきたという関係もございますので、今回もこういった形でさせていただきたいと考えております。

木澤委員 今、国の、国家公務員の基準といいますと、ラスパイレス指数で表せるのかなと思いますけれども、斑鳩町のその指数というのはどうなっているんですか。

総務課長 本年度、97.5ということで、国家公務員を100とした場合の数値で、斑鳩町は97.5ということになっておりますけれども、県内の町村では一番高い数値であるということを新聞等では報道されておる状況でございます。

木澤委員 今回、俸給表の調整で110万円マイナスになるということですが、結局、いろいろシステム自体をかえるのかどうかわかりませんが、そんな手間も考えると、結局減額をしても、かかるコストが同じような、もしくは、それ以上になってしまうのではないかというようなことから、人勧でも、そうして、国の、国家公務員の給与を下回る自治体については、その調整を行わないという見解も示されていますので、私は、これは検討していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

もう1点、課長の説明の中で、本来であれば改定しておかなければいけないところが漏れていたという報告があったと思うんですけれども、これ、資料のなかでは、どこに出ているんですか。

総務課長 一番わかりやすいのは、資料の4枚目の新旧対照表の第1条関係の改正のところで第15条の第2項の表がございます。表と上の文言もございますけれども、そのなかに、3月1日、在職期日が3月1日、この表が3月に支給されている場合にはこの表が必要だったんですけども、この平成15年のときに3月の期末手当がなくなっておりますので、この表を新のほうの1号から4号に変更させていただくというものでございます。割合につきましては、当然、かわっておりませんが、この在職期間について、3月の期末手当がなくなった関係で、本来、このときに改正をしておかなければならなかった分でございますが、今回もれておったということで、今回、いっしょに改正をさせていただきたいというものでございます。

委員長 他に、質問ございませんか。

( な し )

委員長 ないようでしたら、以上、11月臨時会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

まずはじめに、(1)平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、理事者の報告を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政課長 それでは、平成22年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)の内容につきまして、ご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料4をご覧くださいませでしょうか。

この資料4につきましては、一般会計補正予算(第7号)の全体の歳入、歳出総括表となっておりますが、この中から本委員会が所管となります項目の説明をいたしますので、よろしくご理解をお願いいたします。

まず、今回の補正では、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,913万1千円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ82億1,824万1千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正について説明します。まず、第14款 国庫支



出金では、教育費国庫補助金で、中学校要保護児童生徒援助費補助金において、要保護生徒の学用品費等の扶助費が当初の見積りを上回りますことから、3万3千円の増額補正をお願いしております。

続きまして、県支出金の一番下でございます。総務費県委託金で、平成23年4月10日に奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙の投票が予定されていますことから、奈良県知事・議会議員選挙費委託金としまして577万4千円の増額補正をお願いしております。

続きまして、第17款の寄附金でございます。福祉費寄附金3万5千円、都市計画費寄附金1万円及び商工費寄附金1万円のそれぞれふるさと納税によるご寄附をいただきましたことから、あわせて5万5千円の増額補正をお願いしております。

次に、歳出予算の補正ですが、資料の裏面をお願いします。

本補正予算では、本年の人事院勧告等に伴う人件費の補正をそれぞれの費目において計上する予定でございますが、本来なら11月30日の臨時議会に上程いたします給与条例の改正といっしょに人件費の補正予算となるところでございますが、減額の金額につきましては、減額補正となりますことから、今回、他の補正予算と一緒に12月定例会に上程させていただきたいと思っておりますのでご理解のほどよろしくをお願いします。

人件費につきましては、補正額の欄には※で記載させていただいております。人事院勧告に伴います期末勤勉手当等の減額及び共済組合の負担金率の改定、また4月1日付けの人事異動等に伴います人件費の予算補正をお願いするものであります。

具体的な金額は今現在、積算中ということでございますので、12月定例会におきましては、確定額で計上いたしますのでご理解をお願いします。

それでは、人件費以外の主な内容につきまして、説明させていただきます。

第1款の議会費では、これは、人件費所要額の補正となっておりますので、※印がついております。

続きまして、第2款の総務費では、賦課徴収費で、所得税における相続、または贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いが変更されることとなりまして、所得税の計算により決定される個人住民税の総所得金額も更正される案件が見込まれることから、この更生によりまして必要な

個人住民税額の還付金としまして120万円の増額補正をお願いしております。この120万につきましては、のちほど各課報告の(5)で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、奈良県知事・議会議員選挙費では、歳入でご説明しましたとおり、平成23年4月10日に奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙の投票が予定されていますことから、577万4千円の追加補正をお願いしております。

また、斑鳩町議会議員選挙費では、平成23年4月24日に斑鳩町議会議員選挙の投票が予定されておりますことから、41万3千円の追加補正をお願いしております。

続きまして、第3款でございます。第3款のなかで一番上の、社会福祉総務費で、歳入で申しあげました福祉費寄附金のうち、福祉基金への積立を希望されました7千円につきましては、増額補正をお願いしております。なお、福祉費寄附金のうち2万8千円については、児童福祉の充実及び健康づくりの推進に充当を希望されておりますことから、それぞれ児童福祉費及び衛生費の健康増進事業費にそれぞれ充当させていただいております。

続きまして、第9款でございます。第9款 教育費では、小学校学校管理費で、去る9月5日に斑鳩小学校校舎が落雷によりキュービクルなどに被害が生じたことから、119万4千円の増額補正をお願いしております。

次に、小学校教育振興費では、臨時講師の通勤手当の増で21万9千円の増額補正を、小学校保健体育費では、栄養士の小学校から中学校への配置変更ということで190万6千円の減額補正をお願いしております。

次に、中学校費教育振興費では、要保護・準要保護の生徒に対する学用品費の援助で37万8千円の増額補正、また、給食費の援助で33万円の増額補正を、中学校保健体育費では、栄養士の小学校から中学校への配置変更により193万2千円の増額補正をそれぞれお願いしております。

次に、幼稚園費では、臨時講師の通勤手当、賃金等の増となりまして、72万5千円の増額補正を、幼稚園園舎の耐震診断の判定結果によりまして耐震補強計画に伴う設計業務が不要となりましたことから、380万円の減額補正を、また園長の社会保険料等の増額によりまして22万1千円の増額補正をお願いしております。

また、公民館費では、公民館の臨時職員の1名増などによりまして、17

5万6千円の増額を、公民館の維持管理で陶芸の電気窯が故障しましたことから78万8千円の増額補正をお願いしております。

次に、文化財活用センター管理運営費では、文化財活用センターの臨時職員の通勤手当、賃金の増により53万円の増額補正をお願いしております。

次に、すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費では、スポーツセンターの臨時職員の1名減によりまして173万1千円の減額補正をお願いしております。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正に要します財源として1,498万4千円の充当をお願いしております。

なお、今回のご説明申し上げましたのは、現在の補正予算でございますが、今後、国のほうで審議されております第1次補正が国会で可決され、詳細が明らかになりましたら、地域活性化交付金、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの予防接種への助成、耐震補強工事等につきまして補正予算として計上させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で、平成22年度 斑鳩町一般会計補正予算（第7号）につきましての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 ちょっといくつかお聞きしたいんですけども。まず歳出のほうですけども、小学校給食の運営のところでは配置変更で減額ということですが、これはどういうことですか。

委員長 植村教育委員会事務局総務課長。

教委総務課長 町費で雇っております栄養士であります。予算の時点では、小学校で配置をする予定ということになっておりましたが、現状では中学校に配置いたしておりますので、予算の小学校で配置した分を減額し、中学校にその分を換えたということでございます。

木澤委員 そうすると、小学校はどうなったんですか。

教委総務課長 現在、学校の栄養士は、県費2人、町費2人で行っております。いわゆる常駐していないのが、斑鳩西小学校になるわけですがけれども、これらについては、県費の職員が主導になりまして、もちろん町費の職員も協力するなかです、斑鳩西小学校の栄養に関する業務を行っている。4人で5つの学校を担当しているということでございます。

木澤委員 栄養士さんの役割というのは、もちろん、献立をたてるだけじゃないと思うんですけれども、現場の監督なんかということにはされていないんですか。

教委総務課長 当然、調理をされる方に対する指導もその業務の中に入っております。本来、県の栄養職員の配置ということについては、ある一定数以上の人数の学校については1人を配置すると。それ以外については、4校で1人を配置するというようになっておりまして、本来、斑鳩町でありますと2名。ということで県費から2名しか配置されていないわけですが、そこで、それだけでは補えないだろうというところから、町費で2名雇っているわけです。あくまでも、その4名で斑鳩町全体の栄養なり、献立、さらには調理員への指導を行っているということでございます。

木澤委員 一定、基準以上に配置をしていただいているということについては理解をしておきたいと思えます。また今後充実に向けて頑張っていただきたいと思えます。それと次に、幼稚園校舎の耐震補強について、結果が出て、380万円の減額ということですが、これはどういうことですか。

委員長 佃田教育委員会事務局総務課参事。

教委総務課参事 6月委員会で報告させていただきましたように、幼稚園園舎、斑鳩幼稚園と斑鳩西幼稚園に対しまして2次診断を行った結果です、文部科学省で定めておりますI s値です、耐震性を示す性能でありますけれども、それが

0. 7以上でありましたことから、今後、その補強は必要ないということになりますことから、補強計画と実施設計を今年度組んでおりましたけれども、その減額ということでもあります。

木澤委員 わかりました。あと、公民館の運営のところ、講師の増というふうにおっしゃっていましたが、これは。

生涯学習 当初、臨時職員につきまして、スポーツセンターの運営ということで、体育館のほうで臨時職員を組んでおりましたが、その臨時職員につきまして人事異動によりまして公民館のほうで採用すると。それで公民館の正職員をスポーツセンターのほうに配置したということで。それで、こちらのほう、スポーツセンター運営費では減額、そして公民館の運営のほうで、臨時職員にかかる賃金等が増額したということになっております。

委員長 他に、ご意見ございませんか。

( な し )

委員長 次に、(2)第4次斑鳩町総合計画の策定状況について、理事者の報告を求めます。西川企画財政課長。

企画財政 それでは、第4次総合計画の策定状況につきまして、8月に当委員会で報告いたしました後の状況につきましてご報告させていただきます。

総合計画審議会につきましては、9月22日に第4回の審議会を、11月11日に第5回の審議会を開催しております。

その内容の報告をさせていただきます。

まず、第4回目の審議会では、第4次斑鳩町総合計画 基本構想・基本計画(素案)につきましては、前回の審議会でもいただいたご意見を参考に修正箇所の説明を行い、各委員の確認を行ったところでございます。

次に、8月29日に開催しました「まちづくりフォーラム」の報告を審議会の中で行っております。まちづくりフォーラムにつきましては、8月29

日の午後1時半から、中央公民館で約200名の参加をいただきまして、開催いたしました。

内容につきましては、「地域資源を活かした住民主体のまちづくり」をテーマにいたしました基調講演を行いました。また総合計画、今現在策定中の中間報告をさせていただきました。次に、参加と協働のまちづくりの事例紹介、総合計画審議会委員5名をパネリストとしてパネルディスカッションを「斑鳩町・参加と協働のまちづくり」というテーマで行っており、これからのまちづくりについて住民の皆さんとともに考える機会を設けてられたと考えております。

当日、参加者に意見用紙を配布いたしまして、いただいたご意見をパネルディスカッションの中で紹介するなど、参加者からも意見が出していただけるようにしたところがございます。また、いただきましたご意見につきましては、後日、審議会で審議の資料とさせていただいたところがございます。

次に、パブリックコメントについてでございますが、第4次総合計画に対する住民の皆さまの意見を反映させるため、10月4日から10月22日までの期間で、企画財政課の窓口、中央・西・東公民館、また、町ホームページで閲覧を行うことを報告させていただきました。

次に、第5回目の審議会につきましての内容を報告させていただきます。第5回目の審議会では、パブリックコメントの結果について報告を行っております。お手元のほうに資料5ということで配布させていただいているものがございます。第4次総合計画に対する住民の皆さまの意見を反映させるため、10月4日から10月22日までの期間で企画財政課の窓口、中央・西・東公民館また、町ホームページで基本計画の閲覧を行っております。

ご意見は2名の方からございまして、資料の2ページから3ページにありますように基本構想について4件、3から4ページにありますように基本計画について5件のご意見をいただいております。この内容につきまして、審議会において検討し、反映すべき意見として、基本構想では1ヶ所、基本計画でも1ヶ所につきまして基本構想のほうに反映させていただいております。

次に、第4次斑鳩町総合計画基本構想・基本計画（案）につきまして、今日までの議論の中でいただいた意見の修正個所の文言等について、最終の皆様の確認をいただきまして審議を終了いたしております。

その後、審議会会長より町長に答申をいただきました。

今後、この第4次斑鳩町総合計画基本構想（案）を地方自治法第2条第4項の規定にもとづきまして、12月議会に上程させていただきますが、事前に11月24日に全員協議会でお時間をいただきまして、総合計画基本構想・基本計画（案）につきましてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、実施計画につきましては、現在、各課のヒアリングを実施しております。とりまとめができました段階で、当常任委員会にお示しをさせていただきますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、第4次総合計画の策定状況についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 またこれは、今課長がおっしゃったように、11月24日の全員協議会で報告もしていただけるというふうに思うんですけども。私も、これ、また当日用の資料ということでいただきまして、まだあまりしっかり目を通していませんけれども、1点ちょっと気になったところが、これまでの第3次総合計画のなかには、項目として「公園・緑地」という項目で、今後の整備方針等について書かれていたんですけども、私もこれまで気になって、公園の充実なんかを求めてきたんですけども、新しくいただいた、この案の資料の中にはそうした項目がないんですけども。これについては、町としてはどういう考え方でいるのかなと、ちょっと気になったので。答えられる範囲で結構ですので、今、お答えいただけたらと思うんですけども。

企画財政課長 第3次総合計画では、第4章のなかで「公園・緑地」ということで項目をうたっております中で、暮らしの中の緑化という項目がございました。今、木澤委員がご指摘のとおり、第4次総合計画では、その項目がないということですが、第4次総合計画では、第3章「潤いのある魅力的なまちづくり」がございまして、そのなかの12の「風景・景観」という中項目がご

ざいます。そのなかで、項目の3つめ、「花と緑のまちづくり」という項目を、今度新しく設けております。このなかで、大きい項目ではございませんが、「風景・景観」のなかで、「花と緑のまちづくり」ということで、住民と行政が一体となって緑化を進めるということで、この「花と緑のまちづくり」を追加させていただいているところでございます。

それと、今「花と緑のまちづくり」を申しましたが、その2番目の、同じく12番目の「風景・景観」の2番目「市街地景観の形成」のなかでもございます。そのなかでも上から③つめでございます、「公共施設の周辺や公園、広場などを生かし、身近な緑化を行うことで、潤いのある景観づくりをすすめます」ということで、それぞれなくなったわけではなしに、この項目の中で整理をさせていただいて、新たに取組もうということで考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

木澤委員 今、課長、緑化として今後充実をしていくということでおっしゃっていただきましたけれども、これまではきちんと、コミュニティをはぐくむということで公園の整備を行っていくと。公園の規定についても、都市公園、街区公園などもきちんと規定をして整備をすすめていくということを明確に謳っていたんですけれども、これ、緑化はすすめていくけれども、公園の整備はどうしていくのか、これまで位置付けてきた公園、大きな公園ですね、特に子ども達なんか走り回れる公園がないからつくってほしいという声が多い中で、こういうことをきちんと規定して、充実をしていくつもりがあるのかどうか、確認をしておきたいと思えます。

総務部長 木澤委員も新しく策定を予定しております第4次総合計画の資料を見ていただいたと思えますけれども、そのなかで、公園の施設整備についてははっきりした記述がないとのご指摘ですけれども、今回の第4次総合計画の大きな目玉として、住民あるいは事業者と協働でまちづくりをしていこうという項目がございまして、それが重点項目でございまして。そのなかで、当然、そういった、先ほど課長のほうから申しましたように、公園の整備でありますとか、緑化につきまして、環境を守っていくと。それにあわせて、その整備につきましても、当然住民の方々の声を聞きながら、整備を



していくという姿勢でございますので、そういうことをご理解を賜りたいと思います。決して、以前から申し上げております大規模な公園、例えば、そういったことについて、これからはないということではございませんで、そういった住民の方々と、そうしたことにつきましても住民のご意見を十分にお聞きしながら、どうした形で規模等につきましても、どうした課題があって、どういう進め方が一番いいのか、管理につきましても、そういった形が一番いいのかということにつきましても、そういった意見をいただきながら、進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

委員長 他に、何かご質問はございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3) (仮称) 地域交流館建設計画について、理事者の報告を求めます。 吉田総務課参事。

総務課参事 それでは、各課報告事項の(3) (仮称) 地域交流館建設計画についてご報告申し上げます。

まず始めに(仮称) 地域交流館建設計画の経緯についてご説明させていただきます。(仮称) 地域交流館建設計画につきましては、町としても地域単位のコミュニティ活動を推進するため、その活動の拠点として利用できる集会所施設の整備を図っていくため、用地取得の経費を平成9年度予算に計上いたしました。

そのことから、平成9年4月30日開催の総務常任委員会におきまして、(仮称) 地域交流館建設計画についての町の考え方を示しております。① 地域が主体性を持って管理運営にあたっていくような機能を持った施設であること。② 単位自治会ではなく、広域的な自治会を対象とした集会所施設を計画していること。③ 建設計画については、小学校区の考え方を基本とし、合計9ヶ所を建設することとしておりました。

恐れ入りますが、資料6の1をご覧いただきたいと思っております。

資料6の1につきましては、平成9年度(仮称) 地域交流館建設計画であ

りまして、オレンジ色で区切っておりますのは、各小学校の校区を表しております。赤色の円につきましては、小学校区を基本とした（仮称）地域交流館建設計画の9ヶ所でございます。この（仮称）地域交流館建設計画は、条件の整ったところから建設することとして、総務常任委員会として了承していただいたところでございます。その後、龍田地区、と申しますのは、資料6の1の錦が丘自治会南側付近の地域に集会所が不足していたことから、地権者と交渉いたしました。平成9年度中は、条件面で折り合わず、平成10年度において再度、用地取得のための予算を計上し、交渉を継続したところでございます。しかしながら、最終的には条件面で折り合うことができませんでした。

そういう状況におきまして、東里地区に建設を計画しておりました「ふれあい交流センター」の地元調整が難航し、その計画を凍結することとしておりましたが、その後、地元調整がまとまったことから、平成10年4月23日開催の総務常任委員会におきまして、ふれあい交流センターの建設を優先し、（仮称）地域交流館の建設については、財政状況も含め、諸般の事情を勘案する中、当分の間、延期することについて説明を行い、了承していただいたところでございます。

その後、（仮称）地域交流館建設計画につきましては、平成14年6月議会の一般質問、平成14年8月22日開催の総務常任委員会におきまして、延期している地域交流館建設計画についての町の統一見解を総務常任委員会に報告するよう求められました。そのことから、平成14年9月20日開催の総務常任委員会におきまして、（仮称）地域交流館建設計画に対する町の統一見解として、ひとつとして、地域交流館建設計画は延期しておりますが、本町の重要な施策として位置付けしております。2つとして、設置箇所については、再検討する必要があります。3つといたしましては、（仮称）総合福祉会館の目途がついた段階で議会と議を経て進めてまいりたいという3点について、ご報告させていただき、総務常任委員会として了承していただいております。

以上が、（仮称）地域交流館建設計画の経緯についての説明であります。

続きまして、今後の（仮称）地域交流館建設計画にかかる町の考え方についてご説明申し上げます。

先程もふれました、ふれあい交流センターについては平成12年4月に完成し、その後、平成20年9月には、総合保健福祉会館、そして平成22年3月、文化財活用センターも完成いたしました。

今後も財政状況は厳しい状況ではありますが、引き続き、行政内部の改革などに取り組むとともに、国の補助金・交付金の有効活用を行い財政健全化に努めてまいりたいと考えております。

このような状況ではありますが、自治会や小地域福祉会などの活発なコミュニティ活動は安全で安心して暮らせるまちづくりに欠かせないものであると考えております。

近い将来、高齢化率が30%を超えることが想定されている中においても、また、地域の子育て支援を充実させていく必要があることから、地域のコミュニティが果たす役割は、ますます必要不可欠なものとなっていく中におきまして、その拠点となる施設の役割は重要であると認識しております。

このことから、「コミュニティの推進」は町の重点施策であり、また少子・高齢化社会に対応した住民と行政協働のまちづくりを推進するためにも地域住民のコミュニティ活動の拠点として利用できる施設の整備を集会所が不足している地域から、コミュニティ拠点施設として、この（仮称）地域交流館建設計画を平成23年度より進めてまいりたいと考えております。

地域交流館建設計画につきましては、平成9年度の建設計画は、小学校区を基本と考え、9ヶ所を計画しておりましたが、その後、各自治会等でコミュニティの拠点施設が建設されたことから、今後の地域交流館建設計画は、龍田地区に2ヶ所、法隆寺地区に1ヶ所・興留地区に1ヶ所と考えており、合計4ヶ所を考えております。

おそれ入ります、資料6の2をご覧くださいと思います。

資料6の2は、平成23年度（仮称）地域交流館建設計画であり、この黒い点につきましては、各自治会が集会所等として利用されております施設を表しております。また、各自治会で利用されている集会所等の建築面積もさまざまであり、各自治会等で苦慮されている状況もあると考えております。

赤の小さい丸につきましては、各公民館（中央、東、西）・消防コミュニティセンター・生き生きプラザ斑鳩の公共施設5ヶ所を表示しております。

水色の大きい丸につきましては、平成23年度より町が考えております（仮

称) 地域交流館建設計画の4ヶ所であります。

この4ヶ所のうち、まずは、以前から地域住民から要望がありますことから、条件の整っている地域でもあり、集会所が不足している地域として町が認識しております、国道25号北側で法隆寺東側の地域住民と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、(仮称) 地域交流館建設計画につきましてのご報告とさせていただきます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 以前の経過なんかも聞かせていただき、また、過去の総務委員会なんかの会議録なんかも読ませていただき、地域にコミュニティの場として、交流センターを充実させていこうという計画があることは認識していて、今後充実をしていこうということは理解できないこともないんですけども、こうして町のほうで4ヶ所ですね、今後造っていこうという方針の中で、やはり根拠というのは、住民の皆さんにきちんと説明できるものであって、なおかつ理解できるものでないとなかなか今の時代、多額の費用をかけて造っていくのは難しいことかなというふうに私は思っています。現在ですね、公民館等がありますけども、もともと地域交流センターというものの性質がよくわかっていないんですけども、このところは町としてどのように位置付けされているのか、今、できたら口頭で説明していただいてもいいですけども、また、どういうものなのかというのはきちんと書面等で目的や意義なんかもお示しをいただきたいなと思うんですけども。

委員長 小城町長。

町長 これは私が昭和60年に選挙で出てまいりまして、コミュニティ活動の拠点として、東、西、あるいはそういう地方を考える中で、コミュニティづくりをしようということで、東公民館、あるいは西公民館を造ってまいりました。そしてまた、そして北のほうにはふれあい交流センターというものを火

葬場の関係等において、ひとつ住民のご協力をいただきたいということでやってまいりました。しかし場所的な問題等がある中で、ふれあい交流センターについてはなかなか皆さん方、うんとは言ってくれませんが、最終的に地元から同意をしたいと、この場でやってほしいということも出てまいりましたから、そういう関係でできたわけでございます。そういう中で地域交流館というのは大事なことだということで、特に龍田方面の龍田1丁目、あるいはそういうところには公民館が不足しているという中で、ひとつ考えようということで、錦が丘を中心にそういうことを考えてですね、ある程度、用地等も考えてですね、したところ、相手方とうまくいかなかった。だいぶ折衝したんですけども、なかなかいかなかった、そうした中で、財政的な問題等もございますから、当分の間、そういう凍結をしながら、一番大きな問題は遅れてきております総合福祉会館、実際庁舎の横につくった保健センターも手狭でもあるし、一時的なものであるということで、将来的には総合保健福祉会館を造っていこうということで、当初は役場の西のほうということで考えたんですけども、それがなかなかうまくいかなかった。ということで、検討委員会を企てる中で、最終的に小吉田の方面に行ったんです。これからようやく文化財センターもできた中で、やはり一番難しい問題のコミュニティ、そういう点については、やはりこの関係等について、もう一度真剣に考えていこうということで、現在4ヶ所、特に法隆寺の周辺等にはそういう場所がない、あるいは興留6丁目あたり、あるいは、また紅葉ヶ丘等はいろいろとご要望等はございますけども、なかなかできない。そういう点等を十分考えて、ただひとつは、やっぱりその地域の方々が責任を持って用地、あるいはそういうものについてご同意をいただく、あるいは建設についてご同意をいただくということでなかったら、なかなかできないことですから。そういう形で、私は平成23年度からですね、1つずつやっていったらどうかと。それも、皆さん方の、地域の協力を得てですね、やっていこうということで取り組んでおるわけです。私は当初から、この61年の当初からですね、思っておりますのは、コミュニティづくりということで、これからは大いにそういうコミュニティは必要であろうという中で、東公民館も非常に難しい状況でございました。あの場所を選ぶ中で、なかなか住民の方々も反対されまじ、最終的には皆さん方、ご同意いただいて、用地もうまく取得して、今

では皆さん方に好評であると、あるいは西公民館についてもそういう点についてもご協力をいただいた、私は地域、地域の方々がそういう点でご協力いただくということが一番大事だろうと思います。今後そういう点について、これからのやっぱり高齢化率も高くなってまいりますし、そういう中で小地域の関係等、やはり当地域には3つも4つも小地域を掲げて、ございますから、そういう連携等も密にできるような関係等の環境を整えてまいりたいと思っております。そういう点についても、これからもやっぱり地域のコミュニティづくりというのか、そういうものについては非常に大事ではないかと思っておりますし、また、委員の皆様方も、そういう点についてはよくご承知いただけたらと思っておりますので、今後財政の許す限りですね、そういう点についてこれからしていきたいと思っております。

木澤委員 当然地域の方のご理解がないとでき得ないものですが、目的ですね、以前にこの総務委員会の会議録なんか見せていただくと、お葬式をする場がないから、そういう施設をつくってお葬式をできるようにするんだとか、いろいろありますけども、使い方としては、もう何でもありの施設ということになってくるんですかね。

町 長 その当時は一応お葬式もなかなかできない、集会所等でやらせていただきたいと。だけど現状から見ますと、並松の公民館でも、その周辺の方々はほとんど並松の公民館でしておられたと、並松の公民館の維持運営そのものについては、葬式代の使用料について非常に上がっておった、これが現在はなくなりましたからね、大変な状況になっていると。やっぱり造った以上は維持管理がいきますから、なにも別につくったよってに、後は皆さん自由にやれということではないですから。維持管理をどうしていくか、やっぱり各自治会で積み立てをしてですね、ある程度やっぱり、その維持をしていかなければいけませんし。現状はいろいろあると思いますが、全部町がやるというのではなしに、やっぱり維持管理は地元の関係の方々にはしてもらわないけませんし。いろいろ公民館ありますけども、やっぱり自分とこの持っている自治会の公民館は全部自分とこでやっておられますし。中央公民館とか、西公民館、東公民館は、これは公共のものですから、やっぱりやりますけども、

そういう点では、木澤委員のおっしゃるように、時代の流れと私は思います。だから葬式がどうか、なんでもええということには、私はやっぱりその地域の公民館が、その皆さん方がそういうものについては、規定を設けて、やっぱり、やっていかなかったら皆さん方なんでもええわということにはならないし、使用される方が、部屋を決めてやっておられる方もありますし、そういう点を十分運用していくというのが。地域、地域の活性化のために、その方々のご活用をいただくように、私はいいと思いますし。そりゃ葬式はその地域でやっぱりここを使うんやといういことですが、私は今時代の流れですから、セレモニーホールに皆さんほとんど流れてますから、ほぼ集会所でお葬式をされることは私はないと思いますし、これも時代の流れなのか、非常に早く変わっておりますから、その中で、今、高齢化も進んでおりますから、そういう点について、私は非常に大事だなと思っております。

木澤委員 使用方法は、その地域の皆さんと協議の中でどういう使い方をしていくかというのは決めていこうとしてはるのかなというふうに、今感じたんですけども。ただ、管理を地元でお金出してもろてしてもらわないかんみたいなこともおっしゃいましたけども。これは町が主導で、建物、土地、維持管理、その辺の経費というんですかね、費用についてはどう考えているんですかね。

総務部長 先ほど来、町長のほうからも再三、目的等については申し上げております。実態としてですね、今現在におきましても、龍田南にございます消防コミュニティセンターがございます。あれにつきましても、当時、いわゆる追手自治会、なんかあるんですけども、その中に集会所がないということですね、一方で町の詰所の問題もあったことから、そういったいろんな総合的な判断の中から町でああいう施設を建ててですね、その施設については地域の方々に管理をしていただきながら、お使いいただくといったふうで建設をさせていただいたところがございます。今回、復活させようとしている交流会館計画につきましても、イメージ的にはああいった施設であるというふうにお考えいただければなというふうに考えております。

あと、今のご質問でございますけども、普段の維持管理の費用についてで

ございます。これにつきましては、今申しあげました消防コミュニティセンターにつきましても、そうした電気代等々につきましては町が負担しております。ただ、私も考えておりますように、消防コミュニティセンターと同様、その普段の管理運営、受付でありますとか、そうした細々とした普段の清掃も含めましてですね、そうした維持管理、管理運営につきましては地元の方々で協力をしあいながらやっていただくというふうには考えております。

木澤委員     じゃあ、今の話をまとめますと、維持経費の費用に関しては町が出すということになるんですね。

総務部長     はい、例えば光熱水費等につきましては、町で負担を考えています。ただ、消防コミュニティセンターにつきましては、夏場のクーラー代等につきましては使用料をいただいている実態もございますので、ガス代も含めていただいていることもございますので、そうしたことも今後地元の方々で協議をする中で、そうしたことについても決めてまいりたいというふうに思っております。

木澤委員     そうした経費等の関係もありますけども、今、町のほうで4つ示していただけてますけども。やはりいきなりこういうふうに4つつくりますと言って、じゃあそうしましょうとはならへんと思うんです。今マップのほうで、どこに自治会の会館があるとかいうのは示していただけてますけれども、これはどういうふうに利用されていて、実際持っているところでも、今後改修が必要になってきて、そら、うちにもほしいわ、うちの近くにも造ってよという声なんかも出てくると思うんですね。ですから、そうした調査をきちんとして、そういう現状をきちんともう1回踏まえた上で、これはやはりどこにつくるのかということも含めて検討していかないといけないなというふうに、私は思ってます。この充実をしていくということについては、理解はしますけども、まずはやはり、住民の皆さんの意向調査、そして現在の自治会館の状況なんかもつかんだ上で、計画についても見直していくという方向でなら、私は進めていけるかなというふうには思っていますけども。



委員長 他にご意見ございませんか。 宮崎委員。

宮崎委員 ちょっとひとつ、ふたつ聞きたいんですけどもね。この4つ示していただいた中なんですけども、五丁の一部ですよ、これ。五丁のこの辺には、自治会館持っておられますけど、今、手狭で連合会がかなり大きくなって、この辺に欲しいということで聞いておられるかどうかとちょっとわからないんですけども。以前、集会所を建てられたところは、自治会で皆お金貯められて、半分町の補助金で建てられたということもあるんですけど。もし、今現在、無い自治会が、これを町で建ててもらえるとなったら、ないところは建ててほしいですわね、これ。その時の収支等で、以前建てられたところとの調整というのはうまいこといくんかなと、ちょっと私、今、それ感じたんですけども、その辺はどう考えておられるんですかね。

町 長 今、宮崎委員ご指摘のように、この関係等については各自治会等についても、西興留でも県の補助を貰い、あるいはまた、そういう点については一定の町の補助もしております。ただ、そういう点で総務委員会、あるいは議会の中で出てきたのは、そんなものではどうもできないというところで、枠を広げていってですね、土地、あるいは建物については、当初少なかった額から1,500万をしていこうということで、錦ヶ丘の自治会でもされてますし。全くなにもないということは、これはないと思いますし。今、修理等についても、町から2分の1の補助というのか、そういうものについてもいろいろと毎年そういうことが上がってまいります。この関係等についてはやっぱりいろいろと精査する中で、私はやっぱり、非常にそういう点についてはこれから非常に大事だろうなど。ただまあ、そういう自治会等については自分ところが管理をされてますけれども、やっぱり地域地域の特性というのは持つておられるし、私はやっぱり、この校区的に見てもですね、東公民館、公民館、あるいは中央公民館、いかるがホール等を考えていきますと、やはり、そういう点から考えたら、やはりそういう点について、非常に重要視をしていかなければいけないなということで、計画をようやく平成9年ぐらいにですね、いろいろと問題があった中で、そういう点については継続をしていこうということできてますから。やはり一定の総合福祉会館も、あるいは文化財セン

ターもひとつの目途がつかえましたからね、23年度ぐらいから、そういう点について考えていこうということで、今年、職員の担当等に十分検討させてですね、この来年度からそういう方向づけでしようということですね、今現在進めていこうということですね、ご了承いただきたいと思います。

宮崎委員 今、これ資料を見ているだけでは、地図だけなんでね、どういう建物が建つか規模も大きさもわからないですし、できましたらもっと早くそういうものを出していただきたいのと、あとは集会所と消防コミュニティセンターと、地域交流会館との位置付けと、どういうふうにするのかだけ、もっと分かりやすい資料を今後出していただきたいなと思います。以上です。

委員長 他にご意見ございませんか。 飯高委員。

飯高委員 このコミュニティづくりということで、その一環ということで、活動拠点の整備充実をしていこうという、内容については先ほど参事のほうから話がございます、高齢化の進展、また子育て支援と、また災害時防災の面からも必要であるかなとは思いますが、やはり当時委員会でこれ読ませていただいたんですけども、いろいろ議論がありまして、やはり今考えますと、それから今の今日まで至ると、いろんな流れ、変転とか、いろいろあるとは思いますが。当時と違って、やはり当時と今日においては集会所もかなり出てきましたし、集会所というのはやはりコミュニティの場であったり、近隣のふれあいの場であるというところから段々増えてきている。今回、交流館という形で位置付けて示されているんですけども、やはり、なかなか今後の財政の見通しというんですか、考えますと、やはり4ヶ所建設、今後していくということにおいては、いいことなんやけど、果たして4ヶ所きちっと精査されてできるのかなというところで1点と、今参事のほうからこれ4ヶ所要望が出ているということでございましたけども、他の地域はどうなんかなということで、そういうことも踏まえまして、今回この交流館の内容、今まで各委員さんがおっしゃられたように内容が見えてこない現状があるんです。で、今回もこういう形でマップいただきましたけども、前の資料は資料として、そういう位置付け、目的も書いてあるんですけども、現在における、そう

いった位置付けをきちっとやっぱり示していただいて、今後の方針を立てて  
いただきたいなとは思いますが、かなり疑問に思う点が、かなりあるような感  
じがします。コミュニティの場としての交流館というのは、僕はいかなど  
は思っているんですけども、やはり住民の方にその辺を説明、問われた場合  
においてですね、また建物を建てたとか、うんぬんという、誤解される面が  
あったら、これも町として、せつかくやっぱり住民のためのコミュニティの  
場として言われてるんですから、その辺はちゃんと、僕らもやっぱり議員と  
して説明できるような内容を提示していただければなとは思いますが、  
その点いかがでしょうか。

総務部長 先ほど冒頭に参事のほうから説明をさせていただきました。その経緯も踏  
まえてのご意見と思えますけども、なんと申しまして、先ほどから参事及  
び町長のほうからも再三申しあげておりますようにですね、やはりそのコミ  
ュニティをこれからどうやって発展させるかという重要さについては委員ご  
自身も重要であるということ、認識は、私どもと同一でございますので、  
そういったことの目的、そして何故4ヶ所かということも含めてですね、も  
うちょっとわかりやすい形で皆様方にお示しできるようなものを、今後、提  
示をしてまいりたいというふうに考えてございますので、よろしく願いま  
す。

委員長 他にございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 これ14年で一応は置いといて、総合福祉会館ですか、用途がたったら、  
また継続していくということなんですけれども、まずこの事業継続していく  
かという議論がなされなければならないとは思いますが。ここに23年度以降  
の計画として、4つの候補地あげておられますが、この周辺の自治会、集会  
所の使用率ですね、また中央公民館、東公民館、西公民館、生き生きプラザ  
ですか、また龍田南の消防コミュニティセンター、それらの使用率がどうな  
ってるのか、それが満杯であって、まだまだ利用者があるんやと、そういう  
ことであれば必要であると理解できるけれど。それがあまり利用されてなか  
って、またこれ建物を建てるとなったら、住民の理解を得られるのかどうか。

そこら辺は問題になってこようかと思imasuので、まずそういうふうな既設の建物の使用率、そういうことを委員会の方に提示していただいて、それで委員会として、やっぱり必要なことやねんとか、そういうふうなことを議論していきたいと思imasu。そやから、これはあくまでも計画であって、まずこの事業を進めていくのかという判断をしていくための資料を提出していただきたい、このように思imasu。それと、私個人では、西公民館があり、中央公民館があり、東公民館があり、生き生きプラザがあり、消防コミュニティセンター、これは龍田だけやなしに、法隆寺の2分団の屯所の横にも、コミュニティセンターって言うんかな、消防コミュニティセンターですか、消防センター、そやけどその施設を利用しようと思ったらできるのではないかなと思imasuんでね、そういう多目的な考えでもってやっていったらどうかと思っております。

委員長            それに対する回答は。    小城町長。

町 長            今、嶋田委員がご指摘のように、この周辺の使われ方っていうか、私は特に一番、法隆寺周辺の関係の方々は、東憩の家等で小地域の関係等をやっておられる。ただ場所的にとれない、連日詰まっているという関係もございませし、やはり公民館等についても、そういう状況等、やはりそういういろんな関係等を精査した中で、嶋田委員がおっしゃるように、やっぱり皆さん方が非常に使いたかって、なかなかできないということもございませし。そういうことも踏まえてですね、そういう資料を、一応意見を聞いて、そういうものを出させていただくというのか、そういうことも調査をしてですね、今後、進めていきたいと。私はやっぱり、今、嶋田委員もおっしゃるようにそれが前提という中でありませても、やっぱり公民館のあるところは、やっぱり公民館を活用されているわけですから。それは地元の関係の方々の公民館ですから、そういうことになってしまひませし。私は、やっぱりいろいろと公民館あるなかで、よくわれわれも選挙があれば借りにいませすけども、最近、公民館そのものが貸してくれない、使っていただひたら困るということもございませし、演説会等にしてもなかなか個人演説会でも場所を取れない、そういうことを考えませすと、いろいろとそういう関係というのは、私は

非常に大事だなということもございますし。そういう点からも踏まえた中で、やはりこういうコミュニティというのは非常に大事であろうということで、今、嶋田委員や飯高委員がおっしゃるようなことがごもっともでございますけども、私はやっぱりそういう点について、これからの高齢化社会を迎える中でひとつの地域活性化というのか、そういうものをしていきたいと考えております。

嶋田委員 町長のおっしゃることはよくわかるんですけどもね。箱物、箱物と、批判されてだいぶ経ちますしね。生き生きプラザが最後の箱物やという感覚で住民の方も思っておられますんでね、そこらへんはやっぱり議会としていろんな資料を参考にして、事業を進めていくのを可とするか、不可とするか、そこらへんは決めていきたいと思います。また、集会所を貸してくれないということですが、あれは政治的に利用しないという、立会い演説会を政治的なことに考えて、その時の役員さんが、政治的に利用しないからもう貸さへんねんという感覚で、立会い演説会を選挙運動の場として考えていただいたら、そういう発言はなかったとは思いますが、それはその自治会の役員さんの考え方であったと、私は思っております。

委員長 他にございませんか。 木澤委員。

木澤委員 過去の総務委員会の、仮に斑鳩小学校区につくるという建物のことの詳細なんかも書いてましたけども。今、議論していると、建物、建物ということで、集会所的なものをイメージしてますけども、この時は消火栓とか、消火栓はあれですけども、公園も隣接して設置をするというふうに決められておったかなと思うんですけども。必ずしも集会所的な建物だけじゃなしに、複合的な施設というんですかね、そういう、公園もコミュニティの場だと思いますけども、そうした捉え方で考えてたらいいんですかね。建物だけって考えたらいいいんですか。

総務部長 例えばですね、地元の用地が適当な場所があるか、その広さが確保できるかといった問題も出てまいるかと思えます。その用地の大きさによってです

ね、建物、当然駐車場が必要になってくると思いますので、それと公園までまかなえることができるのかということも含めてですね、いろんなパターンがございますので、それは難しい、今どうだということは申し上げることはちょっと難しいと思いますけども、集会施設というイメージっていうよりも、集会施設しかできないといったものでは考えておりません。例えば、イメージ的にはですよ、集会施設として使える、また、間仕切って、いろんな地元で、小地域福祉会の会合でありますとか、趣味の会をされるとか、そういったこともできるようなスペースができるように、いろんな利用ができるように、先ほどおっしゃいました多目的な利用ができるような施設いうふうに考えております。

委員長 他に、ご意見ございませんか。

( な し )

委員長 このテーマに対しては、委員会として、今後、詳細な説明、また資料を提出していただくというようなことをお願いいたします。

11時まで休憩いたします。

( 午前10時44分 休憩 )

( 午前11時00分 再開 )

委員長 再開いたします。

次に、(4)神奈川県小田原市との交流について、理事者の報告を求めます。 西川企画財政課長。

企画財政 (4)神奈川県小田原市との交流についてご報告させていただきます。

課長 8月の総務常任委員会で、町長のほうから報告いたしました法隆寺の荘園があったということで、神奈川県小田原市との災害協定の締結について、その後の状況につきまして報告させていただきます。

9月に防災協定の協議ということで、町長が小田原市を訪問され、小田原

市の加藤市長と小城町長が協議を行いました。その際に小田原市が法隆寺の食封であったとして、斑鳩町につながりがあるということから、防災協定だけではもったいないので友好都市の関係を結んではどうかと、加藤市長のほうから提案がございまして、今後、友好都市締結に向けて協議をしていくことになりました。

その後、10月18日に小田原市の加藤市長が斑鳩町に来庁され、斑鳩町が町政65周年を迎える記念の年であります平成24年2月11日に小田原市との友好都市及び防災協定締結に向けての取り組みを進めていくことになりました。

それまでの間に小田原市、斑鳩町双方の住民にその関係を理解していただき、友好都市締結に向けて、双方の観光展や物産展等で気運を高めていきたいという計画でございまして。

今後、その状況につきましては当委員会にもご報告してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上で、小田原市との交流事業についてのご報告といたします。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こういうふうには協定を結ばれることにつきましては特に異議もないんですけども、防災協定というところですね、今、現在斑鳩町が防災協定を結んでいる都市というのは、ここ以外に何個あるんですか。

総務課長 兵庫県の太子町、大阪府の太子町、それから長野県飯島町、この3町でございまして。

木澤委員 防災協定を結ぶということの、利点っていうんですかね、それとこの防災協定としては、どういう形で展開をしていこうと考えているのか、ちょっと考え方についてお尋ねしたい。

総務課長 当然、災害が起きました時の物資の供給でありますとか、物資の斡旋で

ありますとか、あるいは人的な援助ですね、あるいは被災者の受け入れとかいうのが主な協定の内容でございます。

木澤委員　　こういうのっていうのは、それぞれの市町村が独自にどこかと協定を結んでやるようなものなんですかね。もうちょっと、地域防災計画の中では、近畿とか関西とか、県下とか、そういう形で防災時の協力体制っていうのはあるかなと思うんですけども、そういう関係で見ると、どうなんですかね。

副町長　　今、おっしゃいました大規模災害について、例えば近隣で起きたらお互いに助け合います。ただ、防災協定を結ぶことにより、より緊密に助け合いをするということで、どの市町村でもかかわりのある市町村、防災協定を結んでおいて、いざという時に、やはりその市町村の援助を多く受け入れするということになってこようかと思えます。例えば一般的な協定でしら、ここから1人派遣したりということになってきます。例えば、道路が潰れて災害が発生しますわね、例えば、その時に、国のほうから激甚災害になりましたら、災害査定があります。それにするために、例えば建設関係、また農林関係の職員はほとんど徹夜状態で毎日設計なんかも送る必要があります、現地を確認して。それらも防災協定を結んでおいたら、その市町村から担当者に来ていただいて、何人か応援に来ていただけると、そういうこともやってもらえますんで、非常に効果的であると考えております。

木澤委員　　結んでいって、そういうふうに協力をして体制をとっていくということ自体はいいことだと思いますんで、斑鳩町も地域防災計画をつくってはると思いますんで、また、その中でも、そうしたいい面での効果的な面でもですね、きちんと位置付けをして取り組むにあたっては、充実をしていていただきたいと思います。

委員長　　他にご意見ございませんか。　　嶋田委員。

嶋田委員　　まず、友好協定を結んでから、防災協定、まあ同時でもいいんですけども、この前の説明では防災協定だけやったんで、ちょっと言わせていただきま



したけども。まず、仲良くなって、それからお互いに助け合うという形は理にかなってるなと思いますけれども。町制65周年を目途に協議していかれるということなんですけれども、委員会のほうへは、議会のほうへはこうなりましたというふうやなしに、今こうなってますよ、今こうなってますよという経過報告をですね、していただきたいと、このように要望しておきます。

委員長 他に、ございませんか。

( な し )

委員長 次に、(5)遺族が年金形式で受け取る生命保険金に係る課税の取扱いの変更について、理事者の報告を求めます。 加藤税務課長。

税務課長 それでは、各課報告事項(5)遺族が年金方式で受け取る生命保険金に係る課税の取扱いの変更についてご報告を申し上げます。

資料7で今回の内容を取りまとめさせていただいております。

はじめに、取扱いの変更の経緯についてであります。

相続税法の規定により相続により取得したとみなされる生命保険契約に係る年金受給権にもとづく年金につきまして、相続時に相続税の課税対象とされたものが、その年金の支払を受ける際に所得税が課税されるのは、相続により取得した財産を非課税とする所得税法の規定に違反するとして争われていた事件について、本年7月6日、最高裁判所において、当該年金の支給額のうち、相続税の課税対象となった部分について、所得税の課税対象とならない旨の判決が示されましたことから、国におきまして、当該年金に係る所得税の税務上の取扱いを変更されることとなりました。

次に、変更の概要につきましては、相続税の対象となった部分は所得税の課税対象としないこととされ、各年の保険年金を課税部分と非課税部分に分けて、課税部分のみに対して所得税が課税されることとなっております。

対象となる方につきましては、生命保険会社、旧簡易保険、損害保険会社、JA共済等で取り扱いをされている年金で、相続、贈与等により取得した生命保険契約や損害保険契約等に係る年金で、具体的には、ひとつ目として、

年金形式で受給している死亡保険金、2つ目として学資保険の保険契約者がお亡くなりになったことに伴い受給する療育年金、3つ目として個人年金保険契約にもとづく年金を受給されている方が対象となります。

取扱いの変更内容につきましては、資料の下段の方に4. 変更のイメージで示させていただいておりますが、変更前につきましては、収入金額から保険料を差し引きました年金収入金額が各年の雑所得として、全額所得税の課税対象となっておりましたが、変更後では、各年の年金収入金額を相続税の課税対象となった部分について、こちらの図では網掛けになっている部分でございますが、この相続税の課税対象として所得税は非課税とし、相続時以降に生命保険会社等の運用益により受給する部分についてのみ、雑所得として所得税の課税部分として取り扱われるものでございます。

例を申し上げますと、相続時に600万円の相続税の課税対象となった生命保険契約で、10年間に分けて年金形式で受給することによりまして、生命保険会社の運用益等により、受け取り総額が約1,000万円になる契約の場合でしたら、これまでの取扱いでは600万円が相続税の課税対象となりますとともに、年金形式で受給いたしました1,000万円につきましても所得税の課税対象となっておりましたが、今回の取扱いの変更によりまして、相続税の課税対象となった600万円を除く400万円につきまして、各年において所得税の課税対象とするものでございます。

このことから、国におきまして、当該年金に係る所得金額の減額更正を行い、所得税の還付が過去10年にさかのぼって行われる見込でありますことから、個人住民税におきましても、所得税の更正金額を基準として個人住民税の再算定を行い、住民税の還付を行うこととなります。

本町における対象者につきましては、町で保管している所得税の課税資料、確定申告書の控等でございますけれども、そちらの資料におきましては、その年金が相続等により受給されているものなのか、今回の還付対象とならない自己の掛け金により受給されているのかの見分けが付きませんことから、これは税務署についても同様でございますけれども、対象者の把握はできていないところでございます。

対象者の方につきましては、保険会社等から直接、本人宛に通知をされることとなっております。

なお、今回の一般会計補正予算に計上しています、今回の変更に伴う個人住民税の還付に係る償還金120万円の積算につきましては、国において還付することが決定している平成17年分から平成21年分の5年間の所得税に係る還付見込総額が総額60億円から90億円程度と見込まれていますことから、所得税と個人住民税の税收規模比及び本町の個人住民税の税收全国シェアにもとづき、本町の還付見込額を積算しているところでございます。

以上で、ご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 そうしますと、具体的に対象者がわかってくるのは、保険会社から通知がきて、本人から申請があった場合ということなんですか。

税務課長 ご本人様の方で確定申告していただいて、まず確定申告の還付手続きを行っていただきます。その資料が町に回ってきますので、その時点で確認させていただくということになります。

木澤委員 基本的に保険会社からも連絡がいくんでしょうけども、こうした制度の変更があったというのは、やはり町のほうからも住民の皆さんにしっかりとお知らせをしていく体制をとってほしいのが、これは要望なんですけども、あと、それにかかる手続きの費用なんかについては国の方から持ってくるんですかね。

税務課長 まず、住民の方への周知につきましては、国税のほうは当然、インターネットホームページで周知を行っております。あと、生命保険会社等から個人宛に通知される文書につきましても、そういった国税の申告のご案内等を同封させていただくような形で対応していただいております。また、町におきましても、この12月の広報になりますけども、そういったご案内を周知させていただく予定でございます。それと、あと還付等にかかります費用の関係でございますけども、そちらについては別途国のほうからなんらかの措置

をする見込みであるというご案内のほうは受けているところでございます。

木澤委員 今、周知もしていただけるということですが、今聞いていても非常に分かりにくいなということでしたので、特に電話等でのお問い合わせがあったら丁寧に対応いただけますようお願いいたします。

委員長 他に、ございませんか。

( な し )

委員長 次に、(6)斑鳩町立青少年野外活動センター進入路の崩落にともなう復旧について、理事者の報告を求めます。 黒崎生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、3.各課報告事項(6)斑鳩町立青少年野外活動センター進入路の崩落に伴う復旧について、ご報告させていただきます。

斑鳩町立青少年野外活動センター進入路の崩落につきましては、8月の当総務常任委員会にご報告をさせていただき、また9月には、当総務常任委員会の現地視察をいただいたところではありますが、現在の状況及び今後の復旧に向けての取組みについてご報告させていただきます。

はじめに、進入路路肩の崩落した土砂とともに、立木3本など倒木する恐れのある立木につきまして、先月10月18日(月)から20日(水)にかけて、近畿中国森林管理局奈良森林管理事務所により、国の負担で伐採処理を行っていただいたところであります。

次に、今後の復旧計画についてであります。当初は、国のほうで倒木する恐れのある立木などの伐採処理が完了後、早期に国との協議を終え、今回の崩落箇所での測量を実施し、復旧工事に着手することとしておりましたが、青少年野外活動センターに進入路につきましては、今回の崩落箇所も含め、進入路の他の箇所の点検を行っていくことも必要であり、継続して国と協議を行っているところであり、協議が整いましたら、復旧に着手してまいりたいと考えております。以上、斑鳩町立青少年野外活動センター進入路崩落に係ります現在の状況及び今後の取組みについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何かお聞きになりたいことがあればお受けいたします。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはありますか。  
吉田総務課参事。

総務課参事 それでは議員の皆様にご心配いただいております、岷瀬自治会集会所建設に伴います損害賠償請求控訴事件につきましては、平成20年6月27日、大阪高等裁判所において判決があり、町はこの判決を不服といたしまして、平成20年7月9日付けで最高裁判所に上告提起兼上告受理の申立を行っておりましたことについて、最高裁判所は平成22年10月8日、本件を上告審として受理決定され、また、最高裁判所におきまして、平成22年12月17日に口頭弁論を行う旨の通知がありましたので、ご報告いたします。これにつきましては、議員皆さまに電話等でご連絡している件でございます。以上でございます。

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。  
乾総務課長。

総務課長 職員の採用試験の実施につきましてのご報告をさせていただきます。  
9月19日に一次試験を実施いたしまして、その結果でございますけれども、36名(男25名、女11名)を合格者といたしております。その内訳につきましては、上級(大学卒)で32名(男23名、女9名)でございます。それから、中級、これは短大卒でございますけれども、4名(男が2名、女が2名)でございます。なお、身体障害者枠につきましては合格者がございませんでした。

それから、二次試験につきましては、11月6日(土)に実施いたしまして、35名が受験をいたしております。試験の内容につきましては、従来、

適性試験、それから論文試験、それから面接試験を実施しておりましたけれども、この内、面接試験については三次試験として実施をすることといたしまして、二次試験では今回から「集団討論」というものを導入いたしまして、その試験官として外部から弁護士の中面達也氏に入っていたところでございます。また、論文試験の採点につきましても外部に採点を委託いたしまして、より一層の公正性、透明性を確保したところでございます。

なお、二次試験の合格者に対しまして、第三次試験として12月5日（日）に実施する予定でございまして、この時に面接試験を実施したいというふうに考えております。この時にも試験官として中面弁護士に入っていた予定をしております。

以上で、職員採用試験の実施についてのご報告とさせていただきます。

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、以上をもって、各課報告事項については終わります。続いて、4. その他について、各委員より何か質疑、ご意見等があればお受けいたします。ございませんか。

( な し )

委員長 ちょっと私の方から1点、各自治会が管理している防犯灯の、町の補助率ですけれども、もう1度、これ50になっているのか、それとも、どんな形で今なってますのやろ。ちょっとその辺教えてほしいんですが。

乾総務課長。

総務課長 今現在、自治会で管理していただいております防犯灯の維持管理ということで、蛍光灯でしたら1灯あたり1,500円、1年間で1,500円を補助させていただいているという状況でございます。補助率で申し上げますと、だいたい蛍光灯でしたら1灯、定額になりますけど、ひと月208円になりますの

で、年間2,496円になります。その他、球の交換ですね、2年に1回という計算をしておりますけど、だいたい交換に2,100円かかりますので、それを1年間1,500円補助させていただくということになると、約42%の補助率になっているという状況でございます。

委員長 今お聞きすると、50%を切っているというような感じで、だいたい別の分野ですけども、集会所の維持管理なんかでも半額の町の補助という形で応援していただいているという中で、蛍光灯、これが42と今、お聞きして非常に低いなという感じがいたします。今後ともそのあたりを検討していただければと思います。 小城町長。

町長 これも防犯灯の補助というのは、納税組合というのもございまして、納税組合で手数料を払っている分をですね、納税組合がこれいろいろ問題ありますからということで、その分を自治会の防犯灯の補助に振り分けていこうということから始まっておりますので、低い、高いとかいう問題よりも納税組合の皆さん方が一生懸命やっていたやつを、これについては防犯灯に補助を回していただいたということで、始まっていますので、そういう点のご理解だけをいただきたいと思います。

委員長 住民のほうからすると、半分は補助していただいているん違うかというふうな認識を持っておられる方が非常に多いので、そのあたりもよろしく願います。

委員長 その他については、これをもって終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、例により正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けしま

す。 小城町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

( 午前11時24分 閉会 )